

2-8 災害時の歯科医療救護についての協定（歯科医師会）

災害時の歯科医療救護についての協定

茨城県（以下「甲」という。）と社団法人茨城県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び茨城県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、県内の災害時歯科医療の中核機能を十分に発揮するように努めるものとする。

3 甲は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う歯科医療救護について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区歯科医師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙は、前項に定める市町村が行う歯科医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

5 甲は、避難所等での口腔ケアの重要性の啓発に努めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）歯科医療チームの編成計画及び活動計画

①歯科医療救護チーム

②口腔ケアチーム

③個人識別（身元確認）チーム

（2）地区歯科医師会と関係機関との通信連絡計画

（3）指揮系統

（4）医薬品、医療資機材等の備蓄

（5）訓練計画

（6）その他必要な事項

（歯科医療チームの派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療チームの派遣を要請するものと

する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、歯科医療チームを派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療チーム員等に危害が生じるおそれがある場合は、この限りでない。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず歯科医療チームを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（他県等への歯科医療チームの派遣）

第4条 甲は他県等からの支援要請により、乙に対して歯科医療チームの派遣を要請することができる。

2 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず他県等へ歯科医療チームを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療チームに対する指揮）

第5条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する歯科医療チームを指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療チームに対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（歯科医療救護チームの業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する歯科医療救護所及び医療救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者のスクリーニング（症状判別）
- （2）傷病者に対する救急救命・応急処置の実施、顎顔面領域の処置及び必要な歯科医療の提供
- （3）傷病者の後方医療機関への転送の可否の判断及びその順位の決定
- （4）その他状況に応じた処置

（口腔ケアチームの業務）

第7条 乙が派遣する口腔ケアチームは、甲又は市町村が設置する避難所において口腔ケア活動を行うものとする。

2 口腔ケアチームの業務は、次のとおりとする。

- （1）高齢者、障害者などへの口腔ケアの実施
- （2）呼吸器感染症予防のための口腔ケアの啓発及び指導
- （3）その他状況に応じた口腔ケアの啓発、指導及び実施

（個人識別（身元確認）チームの業務）

第8条 乙が派遣する個人識別（身元確認）チームは、甲又は市町村が設置する遺体安置所及び災害現場において個人識別活動を行うものとする。

2 個人識別（身元確認）チームの業務は、次のとおりとする。

- （1）検視・検案に際しての法歯学上の協力
- （2）個人識別活動の記録及び報告
- （3）その他必要な事項

（歯科医療チームの機器等の整備及び人材等の育成）

第9条 乙は、歯科医療救護チームが円滑に活動できるよう、移動用診療機器などの機器、器材の整備に努めるものとする。

2 乙は、口腔ケアチームが円滑に活動できるよう、ケア器材の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。

3 乙は、個人識別（身元確認）チームが円滑に活動できるよう、識別用機器、器材の整備を進めるとともに、人材の育成及び甚大な被害にも対応できるよう県警察本部、茨城海上保安部や大学等との連携に努めるものとする。

（歯科医療チームの輸送等）

第10条 甲は、乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療チームの輸送等について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の提供）

第11条 乙が派遣する歯科医療チームが携行する医薬品等のほか、当該歯科医療チームが使用する医薬品等は、甲が提供するものとする。

（医療費）

第12条 歯科医療救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第13条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実施した場合（第3条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- （1）歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費
- （2）歯科医療チームが携行した医薬品等を使用した場合の経費
- （3）歯科医療チーム員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第14条 乙は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

(歯科医師ボランティアの調整)

第15条 乙は、県災害対策本部設置後、速やかに歯科医師ボランティア調整本部を設置し、甲との連携のもと、歯科医師ボランティアの募集、登録及び派遣の調整に努めるものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成25年3月11日から、平成25年3月31日までとする。

2 この協定は、平成25年度以降、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは当該期間満了の日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月11日

甲 茨城県知事 橋本 昌

乙 社団法人茨城県歯科医師会
会 長 森永 和男